

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年11月29日認可した。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村道東地区
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）荒井横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）神田岩瀬地区